

竹原市公告第 1 3 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、次のとおり公告する。

平成 2 9 年 2 月 2 1 日

竹原市長 吉 田 基

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン竹原

竹原市中央五丁目 2 番 1 号

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の氏名

（変更前）名称 有限会社ヒラカワ 代表取締役 平川 長司

（変更後）名称 有限会社ヒラカワ 代表取締役 平川 さい子

3 変更した日

平成 1 7 年 3 月 2 5 日

4 変更する理由

小売業者の代表者変更のため

5 届出年月日

平成 2 9 年 2 月 1 日

6 届出縦覧場所

竹原市企画振興部産業振興課（竹原市中央五丁目1番35号）

7 届出等の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

期間 本日から4月間。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

時間帯 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

8 意見書の提出

法第8条第2項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

本日から4月以内

(2) 提出先

竹原市企画振興部産業振興課